

札幌自第10033号

令和4年(2022年)5月12日

北海道生活と健康を守る会連合会

会長 三浦 誠一 様

札幌市保健福祉局総務部
保護自立支援担当部長

(公印省略)

「2022年度札幌市予算要望書」回答の一部訂正について

令和4年(2022年)1月26日付で貴職に回答した内容の一部(要望項目2①)について、下記のとおり訂正させていただきます。

記

1. 訂正後の回答内容

別添のとおり

2. 訂正理由

当初回答の内容の一部について、生活保護の実施要領に沿うものではなく、誤解を招きかねない表現となっていたため。

なお、当初回答中の「障害等を理由に」の「等」は、身体障害者手帳を申請中で明らかに障がいのある方と同等と認められる場合等を指しており、通勤用(障がいのある方の通勤用を除く)や事業用の理由で自動車保有を認められた場合を指すものではありません。

担当 札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課

電話 011-211-2992 Fax 011-218-5180

eメール: seikatsuhogo@city.sapporo.jp

回答様式（北海道生活と健康を守る会連合会 要望書）

担当 保健福祉局 総務部 保護自立支援課

（要望項目）

2 生活保護

- ① 車の保有を認めたが、使用を認めないという指導指示はやめること
- ② 区のホームページでも、生活保護制度をお知らせするよう指導すること
- ③ 窓口で申請者を待たせることはないように改めること

（回答）

①

生活用品としての自動車の保有は、処理基準である厚生労働省の保護課長通知（問第3の9、第3の12）によって、障害者や深夜勤務等で自動車による以外に通勤が困難な場合や障害者の通院等で真にやむを得ない状況など限定的に認められるものとなっております。

自動車の使用に関し条件を付す一般的な例としては、遊興などの「私的な利用の禁止」、
「自動車運転中に事故が発生した場合の届出義務」があります。前者は、自動車の保有はその用途に応じ認められるものであることから、付しているものであり、他の保護世帯との均衡を保つためにも、必要な条件であると考えておりますが、障害等を理由に自動車の保有を認められた場合は、保有する自動車を日常生活で利用することは、被保護者の自立助長、保有する資産の活用の観点から認められるものと考えております。

なお、コロナ禍において、保護開始時に通勤用自動車を保有していた場合は、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）の2の（2）、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の失業等により就労を中断している場合の通勤用自動車の取扱いについて（通知）」（令和3年4月6日社援保発 0406 第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、コロナの影響を踏まえた判断をしております。

②

区のホームページにおける、生活保護制度の掲載については、ご指摘を踏まえまして内容を統一するよう、各区と調整を図りたいと考えます。

③

適切な窓口での声掛けを行い、相談者にご不便がないよう努めます。

申請書を持参した場合でも、その他の相談者がいらっしゃる場合など、直ぐに必要な処理ができない場合がありますのでご理解願います。